

茶業研究所特許等審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 茶業研究所（以下「研究所」という。）の職員が職務に関してした発明、考案及び意匠の創作（他機関との共同発明を含む。以下「発明等」という。）に関して、埼玉県職員の職務発明に関する規則（昭和43年埼玉県規則第40号。以下「規則」という。）第3条に基づく発明届を研究所として審査し同条第2項に規定する意見書の案を作成するとともに、その発明届に関して県が取得した権利の維持管理を適正に行うため、茶業研究所特許等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 審査委員会は次の事項について、別紙審査基準に基づき審査するものとする。

- (1) 規則第3条第2項に規定する意見書案の作成に関すること。
- (2) 特許出願した発明の出願審査請求の可否に関すること。
- (3) 特許権等の更新・消滅の可否に関すること。
- (4) その他特許等に関する重要事項に関すること。

(構成)

第3条 審査委員会の構成は、次のとおりとする。

会長 所長

副会長 副所長

委員 生産振興課花き・果樹・特産・水産担当主幹1名

茶業研究所担当部長

(運営)

第4条 会長は、会務を総理し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

- 2 審査委員会は、会長が必要に応じて招集する。

(関係職員の出席)

第5条 審査委員会は、審査の内容について必要があるときは関係職員及び外部有識者・専門家等の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、総務担当において担当する。

(その他)

第7条 審査委員会の運営事項の委任

この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する